

日本脳炎予防接種

蚊やハエなどの発生する季節がやってきました。この季節は、蚊やハエが媒介する伝染病の季節でもあるのです。

そこで今回、日本脳炎の予防接種を次の日程で行います。対象者は、満三歳から就学前の子供で、今までに一回も受けていない子、または昨年受けた子と小学二、五年、中学三年の児童生徒です。今までに一回も受けていない子は、接種後（七日～十四日の間）にも一度受けてください。

料金は一人一回三百円です。該当者は、最寄りの会場でお受けください。

6月19日	所野小学校	午後1時30分
〃 26日	中宮祠小中学校	〃 1時30分
〃 27日	野口小学校	〃 1時30分
〃 29日	日光保育所	〃 2時30分
7月3日	日光小学校	〃 1時30分
〃 5日	安良沢小学校	〃 1時30分
〃 6日	東中学校	〃 2時00分
〃 9日	小来川小中学校	〃 1時30分
〃 11日	清滝小学校	〃 1時30分
〃 12日	日光中学校	〃 2時00分
〃 13日	所野保育所	〃 2時30分
〃 17日	母子健康センター	〃 1時30分

国民年金の特例納付最後のチャンスです

国民年金の老齢年金をうけるためには、保険料を二十五年（昭和五年四月一日以前に生まれた人は、生年月日に応じて十年から二十四年に短縮されます）以上納めなければなりません。

このため、必ず国民年金に加入しなければならぬのに加入しなかった人や、加入していても長期間保険料を納めないままになっている人は、将来、年金がうけられないことになってしまいます。

そこで、このように今のままでは年金がうけられない人にも年金

をうけてもらおうと、昨年七月から、時効（納めずに二年を経過すると納められなくなる）となってしまう過去の納め忘れの期間をさかのぼって納めることのできる「特別納付制度」を実施しています。

この特別納付の取り扱い期間は昭和五十五年六月三十日までで、さかのぼって納める保険料は一月につき四千円です。一度に納められないときには分割で納めることもできますので、まだ加入していない人、保険料を納めていない人は、この機会に年金がうけられるようにしましょう。

なお、明治四十四年四月一日以前に生まれた人、また、サラリーマンの奥さんなど希望で加入（任意加入）した期間は、特別納付はできません。

不法投棄はやめましょう

河川や山林、道路、側溝などに捨てられるゴミはあとを断ちません。不法投棄は、環境を汚し市民生活に重大な影響を与えます。

不法投棄は法律で禁じられており、した人は、三カ月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられます。もし、不法投棄を見つけたら、日時、車両に書いてある会社名やナンバーなどを、日光警察署刑事防犯課（☎④〇五二五）か、清掃事業所（☎④〇四四二）にご連絡ください。

環境はみんなのもので、お互いに注意して不法投棄をなくし、きれいな環境で生活しましょう。

老人医療費受給者証が更新されます

老人医療受給者証交付日程

月日	場所	時間	対象地域
6月19日	中央公民館	9時半～4時	東町地区、所野七里、野口、和泉
〃 20日			
〃 21日	総合会館	〃	西町地区
〃 22日	山久保公民館	9時半～11時半	山久保地区
〃 26日	清滝出張所	9時半～4時	清滝地区
〃 27日	小来川支所	10時～3時	小来川地区
〃 28日	中宮祠出張所	〃	中宮祠、湯元
〃 29日	安良沢集会場	9時半～11時	安良沢地区
	新細尾集会場	1時半～3時半	細尾地区

老人医療費受給者証が七月一日から更新されます。新しい受給者証は、今までの黄色から若草色に改められました。有効期間は、昭和五十五年六月三十日までの一年間です。該当者は、決められた日時に新しい受給者証と引き替えてください。



日光祭事記 ⑨

五月十五日

湯立て神事

清滝神社に、弘仁十一年（八二〇）の創建以来伝わる全国的にもまったくめずらしい行事。神事のあと、社殿前で、大釜に塩湯をわかし、ササをひたして神官がこれを頭上にかざし、熱湯のしぶきをあげる。古い時代、塩湯に被疑者の手を入れさせて判断した探湯という荒行裁判の名残りともいう。